

玄海町地域防災計画 修正の要旨

令和4年5月20日

玄海町防災会議



主な修正項目

1. 県の地域防災計画の修正を踏まえた修正
 - ① 令和3年8月の大雨による教訓
2. 県の高潮浸水想定区域の指定に伴う修正
3. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の修正(R3.5)を踏まえた修正

1 県の地域防災計画の修正を踏まえた修正①

●内水氾濫対策の徹底

➤内水氾濫軽減のための対策の実施【風水害編】 ⇒ 【内水氾濫の被害はほぼないため非適用】

➤「令和元年佐賀豪雨に引き続き、令和3年8月の大雨でも、県内各地で内水氾濫による、大きな被害が発生したことを受け、国、県及び市町は気候変動型の災害に対応するため、**内水氾濫軽減のための対策**や、**内水状況の把握**を進めていく。」という条文を追加された。

●「人命等を守る」対策

➤防災カメラ等の活用【風水害編】 ⇒ 【共通-22-】

➤「**道路や河川、クレーク等に内水監視カメラや水位計を設置**することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。」という条文の追加

➤避難タイムライン等の作成【風水害編】 ⇒ 【風水害-4-】

➤「避難タイムラインの作成県及び市町は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた**「マイ・タイムライン」の作成**を促すものとする。」の新設

➤農業用機械の避難等【風水害編】 ⇒ 【風水害-4-】

➤「(ウ)大雨の前には**自家用車や農業機械を避難**させる(ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる)こと」という条文の追加

1 県の地域防災計画の修正を踏まえた修正②

●「内水を貯める」対策

➤ダムの貯留機能強化【風水害編】 ⇒ 【共通-5-】

- 「(7)ダムの貯留機能強化ダムの管理者は、治水協定に基づく事前放流や期別の水位低下運用により、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図る。」の新設

➤公共施設の貯留機能強化【風水害編】 ⇒ 【共通-5-】

- 「公共施設の管理者は、駐車場やグラウンドなどを活用した雨水貯留機能の強化に努めるものとする。」という条文の追加

➤田んぼダムの推進【風水害編】 ⇒ 【共通-5-】

- 「(8)「田んぼダム」の推進田んぼの排水口に調整板を設置し、大雨時の水の流出を抑制することで、下流域の洪水被害を軽減する「田んぼダム」の整備促進を図る。」という項目の新設

➤クリークの事前放流【風水害編】

- （現行の計画に記載済み）

➤ため池の貯留機能向上【風水害編】 ⇒ 【共通-5-】

- 「ウ ため池の貯留機能向上ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量(空き容量)を確保し、大雨による流水をため池に貯留することで、下流域の洪水の軽減を図るものとする。」という項目の新設

1 県の地域防災計画の修正を踏まえた修正③

●「内水を流す」対策

➤排水機能の向上【風水害編】 ⇒ 【排水機能はないため非適用】

➤「11 排水機能の向上 河川管理者はこれまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図るとともに、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車の導入を行う。」という項目の新設

2 県の高潮浸水想定区域の指定に伴う修正①

- 水防法第15条に基づき、区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地及び情報伝達方法を明示【風水害-2-】

表 1-2 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地	情報伝達方法
唐津青翔高	玄海町大字新田 1809-11	FAX (受信を TEL 確認)
玄海みらい学園	玄海町大字新田 1809-6	
玄海町教育支援センター	玄海町大字仮屋 398-15	防災行政無線(戸別受信機を含む。)、玄海町災害メールサービス、玄海町公式 SNS、チャンネル玄海
あおば園	玄海町大字新田 1509-2	
フリースペース えん	玄海町大字仮屋 398-15	
みどり児童館	玄海町大字諸浦 109-1	

2 県の高潮浸水想定区域の指定に伴う修正②

1 洪水予報等の伝達方法

【風水害-15-】に記載

2 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

【風水害-13-】に記載

3 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として町長が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

【風水害-14-】に記載

3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の修正(R3.5)を踏まえた修正①

- 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項【共通-41-】
- 避難支援等関係者となる者
- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 名簿の更新に関する事項
- 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 避難支援等関係者の安全確保

3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の修正（R3.5）を踏まえた修正②

個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項【共通-43-】

- 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- 避難支援等関係者となる者
- 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 個別避難計画の更新に関する事項
- 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 避難支援等関係者の安全確保